

### 目指すべき休日の形態

- ①週休2日 : 1週間のうち土日祝日(又は当週中の振替日)の2日以上について建設現場等を閉所すること
- ②4週8閉所 : 4週間のうち当該期間に含まれる土日祝日に相当する日数分について建設現場等を閉所すること
- ③4週8休 : 建設現場等の閉所によらず、交代勤務体制等により、就業者個人ベースで週休2日(4週8休)を確保すること

### 目指すべき休日の形態に関する各団体のご意見

- ✓ 他産業の就業者の多くが土日祝日を休日としていることを踏まえても、**週休2日の実現が望ましい**。
- ✓ 一方、港湾工事(特に海上工事)は、気象・海象条件に合わせた施工が必要となるため、**一律に土日祝日を休日とすると、却って施工体制が非効率的となることがある**。
- ✓ ケーソンの曳航から据付など、一定期間の連続施工が前提となる工種や、気象・海象条件が良好な期間に**連続して作業した方が効率的な工種もあるため、週に2日の休日確保が困難であり、4週の間で所要の休日確保を行った方が望ましい場合もある**。
- ✓ 作業船の乗組員について、工事期間中は船内居住となることが多い。適当な係留場所がない場合は沖合停泊となり、船内生活用の発動発電機を運転するため、一定程度の職員が保守員として船内に残留せざるを得ないことから、完全閉所は不可能。(係留場所にて陸上からの電力供給を受けられる状態であれば、閉所できる場合もあり得る。)
- ✓ 港湾工事における働き方改革を実現するには、**港湾工事の特性に配慮した柔軟な対応が必要**。

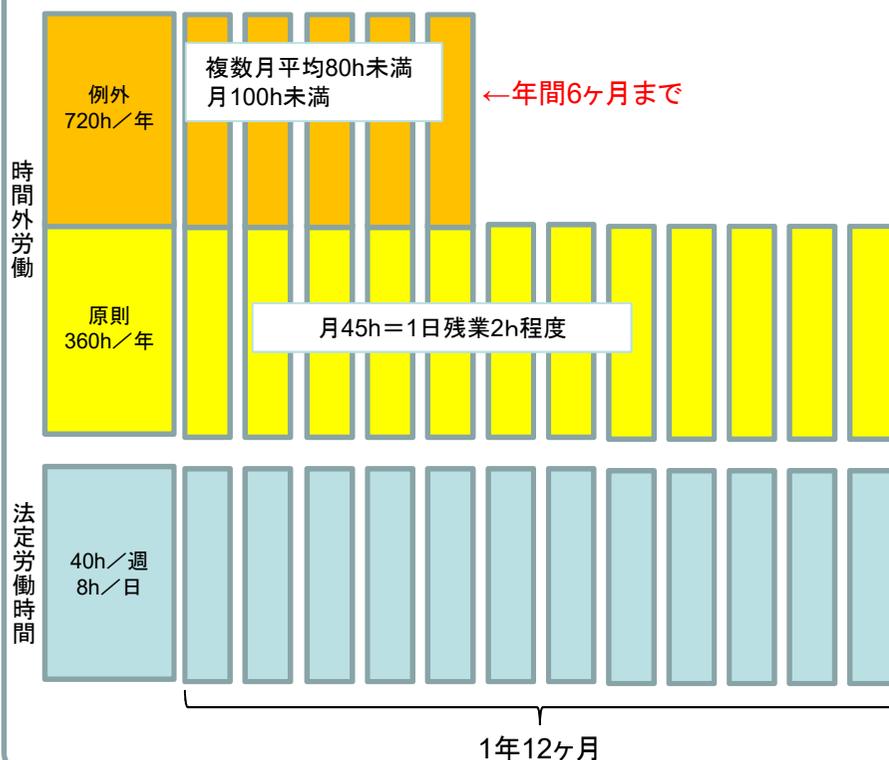
### ガイドラインへの記載方針

- 発注者としては、**大型連休等の不稼働日の存在を前提とした工期設定を行う**とともに、工事の特性や状況に応じて、休日確保評価型試行工事や荒天リスク精算型試行工事の対象工事の更なる拡大を図るなど、**週休2日の取組が実施しやすい環境を整備する**。
- 他方、気象・海象条件に大きく影響される海上工事、一定の期間において連続して作業する必要がある工事、他の利用者との調整を伴う供用中の岸壁の改良工事など、週休2日の確保や一斉閉所自体が困難な工事も存在する。
- 週休2日の確保が困難な場合、現場の状況に応じて週休日に相当する日数(8日以上)を当月内に振り替えて閉所する「**4週8閉所**」が**実施できるよう配慮する**。
- 一斉閉所が困難な場合、休日確保評価型試行工事(工期指定)の対象拡大を図ること等により、**交代勤務制等の実施を通じた建設業の担い手一人ひとりの週休2日(4週8休)を確保できるよう配慮する**。

# (参考)改正労働基準法における労働時間の定め

- ◆ 平成31年4月1日より改正労働基準法が施行
- ◆ 建設業は同法の施行から5年後(令和6年度)に罰則付きの時間外労働規制の適用
- ◆ 法定労働時間は、原則1日8時間及び1週40時間。法定休日は毎週少なくとも1回、又は4週間を通じ4日以上→**4週8休相当**
- ◆ 時間外労働は、原則として月45時間、年360時間が上限
  - ✓ 年720時間以内
  - ✓ 月100時間未満(休日労働を含む)
  - ✓ 複数月の平均80時間未満(休日労働を含む)

## 上限規制のイメージ



## 週休2日制への移行イメージ

